

第十二号議案

江戸川区組織条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区組織条例の一部を改正する条例

江戸川区組織条例（昭和四十年一月江戸川区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中 「新庁舎・大型施設建設推進室」を「SDGs推進部」に、「危機管理室」を「新庁舎・施設整備部」に、「生

活振興部」を「生活振興部」に改める。

第二条経営企画部の項第五号を削り、同項の次に次の一項を加える。

SDGs推進部

一 SDGsの推進に関すること。
二 共生社会の推進に関すること。
三 広報及び広聴に関すること。
第二条新庁舎・大型施設建設推進室の項及び危機管理室の項を次のように改める。

新庁舎・施設整備部

- 一 新庁舎の整備に関すること。
- 二 公有地及び施設の計画に関すること。
- 三 公有地及び施設の利活用に関すること。

危機管理部

一 危機管理に関すること。

二 防犯及び防災に関すること。

第二条環境部の項中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 気候変動適応に関すること。

三 緑化及び公園に関すること。

第二条生活振興部の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項の次に次の一項を加える。

産業経済部

一 産業の振興に関すること。

二 経済の成長に関すること。

第二条土木部の項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

付 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(説明)

令和三年度組織改正に伴い、新たにSDGs推進部及び産業経済部を設置し、当該部の分掌事務を定めるとともに、現在設置している部の名称及び分掌事務の見直しを行うことから、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。